

汚泥（石綿含有産業廃棄物）に関する許可証の書換えについて

許可申請や変更届等に基づき、令和5年3月15日以降に新たな許可証を交付する場合は、汚泥の品目に対して石綿含有産業廃棄物の取り扱いを表記することになります。

そのため、更新許可時、変更許可時、変更時（他要件で書換えがある場合）及び許可申請等を待たずして許可証の書換えを希望する場合は、以下の書類のご提出をお願いします。

対象となる処理業

- 1 産業廃棄物収集運搬業
- 2 産業廃棄物処分業^{※1}

必要書類

- 1 産業廃棄物処理業変更届出書（様式第十一号）
- 2 添付書類（石綿含有産業廃棄物を含む汚泥を扱う場合）
【産業廃棄物収集運搬業について】
 - (1) 運搬施設の概要（様式第六号の二 第2面）
 - (2) 石綿含有産業廃棄物の収集運搬にあたっての措置を記載した書類（様式第六号の二 第5面）
 - (3) 石綿含有産業廃棄物の保管にあたっての措置を記載した書類（積替え・保管を行う場合）（様式第六号の二 第5面）
 - (4) 運搬容器を使用する場合、運搬容器の写真（様式第六号の二 第7面）
 - (5) 保管場所の変更を伴う場合、保管計画書、保管能力の計算書、保管施設の平面図、立面図、断面図、構造図、配置図及び写真

※1 石綿含有産業廃棄物は、廃棄物処理法施行令第7条第11号の2に掲げる熔融施設でのみ中間処理が可能です。名古屋市内には現在、当該施設はありませんので汚泥（石綿含有産業廃棄物を除く）への書換えとなります。

※2 石綿含有産業廃棄物の収集運搬、保管、中間処理にあたっての措置については、下記の名古屋市公式ウェブサイトから「石綿含有廃棄物等処理マニュアルの改正に係る手続きについて」をご確認ください。

（名古屋市公式ウェブサイトトップページ⇒事業向け情報⇒ごみ・環境保全⇒ごみ⇒産業廃棄物について⇒「石綿含有産業廃棄物等処理マニュアル」改定に伴う許可の取扱い等について）

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市役所本庁舎4階
環境局事業部廃棄物指導課 産業廃棄物審査担当

Tel 052-972-2391(ダイヤルイン) Fax 052-972-4132

様式第十一号（第十条の十関係）

産業廃棄物処理業 廃止 変更 届出書

〇〇年 〇月 〇〇日

- ・代理人による申請の場合、申請者と申請代理人を連記してください。
- ・行政書士でない方が、業として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することは、法律に別段の定めがある場合を除き、行政書士法違反となりますので、ご注意ください。

届出者 〒 460-8508
 住 所 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
 氏 名 株式会社 名古屋市
 代表取締役 名古屋 次郎
 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
 電話番号 052-972-2391

・汚泥について、石綿含有産業廃棄物「含む／除く」を記載してください。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付け 〇〇〇〇〇〇〇〇号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の事項について 廃止 したもので、廃棄物の 及び清掃に関する法律第14条の2第3項において準用する 変更 同法第7条の2第3項の規定により、関係書 添えて届け出ます。

	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。）	汚泥（水銀含有ばいじん等を除く。石綿含有産業廃棄物を除く。）	汚泥（水銀含有ばいじん等を除く）

変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項）

（変更内容が法人に係るものである場合）※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更

（ふりがな） 名 称		住 所
（変更内容が個人に係るものである場合）※法定代理人、人の役員を含む）、株主、出資をしている者及び使用人の		
（ふりがな） 氏 名	生 年 月 日	本 住 所
	役職名・呼称	

・許可証の事業の範囲のとおり廃棄物の種類を記載してください。
 ・記載しきれない場合は別紙に内容を記載し、変更届には「別紙のとおり」と記載してください。

廃止又は変更の理由

石綿含有産業廃棄物の表記のため

備考

- 1 この届出書は、廃止又は変更の日から10日（法人で規則第10条の10第3項第1号又は第2号の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあつては、30日）以内に提出すること。
- 2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。